

公 告

次のとおり企画競争について公告します。

令和 7 年 5 月 27 日

全国健康保険協会千葉支部
支部長 佐藤 信行

1. 企画競争に付する事項

被扶養者に対する特定健康診査のオブショナル集団健診・特定保健指導
業務委託（A～C 地域）

2. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- （１）全国健康保険協会会計細則第 30 条及び第 31 条の規定に該当しない者であること。
- （２）令和 7・8・9 年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」でいずれかの等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- （３）プライバシーマーク、ISO/IEC27001 又は JISQ27001 認証について、いずれかの認証を取得している者であること。
- （４）資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- （５）経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- （６）全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- （７）厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- （８）損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- （９）当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- （10）直近 3 年以内に全国健康保険協会、健康保険組合、国民健康保険等の保険者より同種の業務を受託し、当該業務を年間 300 件以上適正に終了した実績があ

ること。

3. 契約候補者の選定

「委託要領」及び「仕様書」に基づき提出された企画書について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4. 仕様書等を交付する期間及び場所

(1) 期間 令和7年5月27日～令和7年6月10日

(2) 場所 千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル2階

全国健康保険協会千葉支部 企画総務グループ（担当）廣中・木田

電話 043-332-2811（音声ガイダンス 2→4） FAX 043-301-1239

※企画競争説明書等の交付を希望する者は、別添の依頼書をFAXすること。

5. 仕様書等に対する質問の受付及び回答

(1) 受付先 全国健康保険協会千葉支部 保健グループ（担当）安宅（アタギ）
電話 043-332-2811（音声ガイダンス 2→2） FAX 043-301-1239

(2) 受付期間 令和7年6月10日 12時00分まで

(3) 回答 受付日の翌営業日までに回答

※ただし、令和7年6月10日に受付した質問については、令和7年6月10日17時00分までに回答する。

6. 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和7年6月11日 12時00分まで

(2) 提出先 4.(2)と同じ

(3) 提出方法 直接提出（持参）又は郵送とする。郵送の場合は書留など配達記録が確認できる方法とし、期限を厳守すること。また、郵送事故等による遅配があっても考慮されない。

7. 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は無効とする。

8. その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 全額免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 詳細は、「委託要領」による。

《参考》 全国健康保険協会会計細則（抜粋）

（競争に参加させることができない者）

第 30 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当する者を競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者。ただし、未成年、被保佐人及び被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
- (2) 破産者で復権を得ない者。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる者。

（競争に参加させないことができる者）

第 31 条 企画総務部長等は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を、その事実があった後 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないことができるものとする。

- (1) 契約の履行にあたり故意に工事、製造その他の役務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
- (4) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者。
- (6) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者。
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があったことにより 3 年以内の期間を定めて競争に参加させないこととされている者を、その期間、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。

2 企画総務部長等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者についても競争に参加させないことができる。

3 第 1 項の適用を受けるものに関する事務の取扱いについては、別に定めるところによる。

別添

F A X

043-301-1239

送信先：全国健康保険協会千葉支部 企画総務グループ 調達担当者（廣中・木田）あて

企画競争説明書等送付依頼書

案件名	被扶養者に対する特定健康診査のオプションナル集団 健診・特定保健指導業務委託（A～C 地域）
-----	---

企画競争説明書等の送付を希望します。

（ご記入いただいた内容を転写してお送りしますので楷書でご記入下さい）

送 付 先 住 所	〒
送 付 先 事 業 所 名	
送 付 先 ご 担 当 者 名	

連 絡 先 電 話 番 号	
F A X 番 号	

※ご依頼日の翌営業日発送となります。当支部の窓口でも配布しておりますので、お急ぎの場合は直接お越しく下さい。なお、メール送付は行っておりません。